

平成31年 3月22日

各診療科(部)長 殿

病 院 長
永 廣 信 治

診療許可申請手続きの変更について

標記について、平成31年3月20日開催の病院運営会議において徳島大学病院における診療許可に関する取扱要領の一部改正が承認されました。これに伴って手続きが変更されることとなりましたので、今後は別紙に基づき適切にお取り扱い下さいますようお願いいたします。

【本件担当】
総務課労務係
阿部 内線 2111

診療許可申請の取扱いについて

診療許可申請手続きについては、平成31年度より、労働にあたる診療行為の有無によって以下のとおり取り扱いが変更となります。また、診療届手続きが廃止され診療許可申請に統一されますのでご注意ください。なお、業務許可については従来通りの取扱いとなります。

○労働にあたる診療の考え方

診療科等の指揮命令の影響下で、一人で(自己の裁量で)患者診療に当たることがあれば、労働にあたります。(決められた時間に一人で外来診療にあたする場合等)。

指導医が付き、その指導のとおり実施するような診療行為は研修等の範囲に含まれ労働にはあたりません。研究や研修が主な目的であっても上記の労働に該当する部分がある場合は、その部分について労働と取扱う必要があり、給与支払義務が生じます。なお、本院からの依頼によって行う指導としての診療は、業務の遂行にあたり指揮命令下にないため、ここで言う労働にあたる診療には該当しません。労働に該当するかどうかの判断が難しいケースについては、労務係にお問い合わせ願います。

1 労働にあたる診療に一切従事しない場合(自己の研究や研修等が目的の場合)

従来の手続きと同様です。

提出書類

- (1) 診療許可申請書
※目的欄に診療に従事しない旨記載下さい。
- (2) 医師または歯科医師免許証の写し
- (3) 保険医登録票の写し
- (4) 誓約書
- (5) 【誓約書別紙】べからず 10 箇条
- (6) 同意書

2 労働にあたる診療に従事する場合

●他機関所属の医師等が本務先の業務の一環として診療に従事する場合

従来の手続きに加えて所属先の診療従事承諾書を提出いただくようになります。

提出書類

- (1) 診療許可申請書
- (2) 医師または歯科医師免許証の写し
- (3) 保険医登録票の写し
- (4) 誓約書
- (5) 【誓約書別紙】べからず 10 箇条

(6) 同意書

(7) 診療従事承諾書(※「従事形態:本務の一環として従事するもの(無報酬)」にチェックし提出してください。本務先の給与の範囲で従事する形となります。)

●本務先があるが兼業として本院で診療に従事する場合または本務先がない場合

診療支援医師として雇用し、給与を支給する必要があります。診療支援医師願書等の必要な書類を提出して下さい。※雇用する形となるため診療許可申請は不要です。

3 書類提出先

病院総務課労務係に変更となります。

※業務許可は総務係

4 手続き関係

(1) 平成31年度から診療届の制度は廃止されます。すべての申請について病院運営会議(第3木曜開催)の議を経る必要がありますので、運営会議資料の締め切りの1週間前まで(毎月5日ごろ)に書類提出をお願いします。

(2) 既に提出済みの者で、労働に従事することから雇用する必要がある場合はご連絡下さい。

(3) 既に提出済みの者で、本務先の業務の一環として診療に従事する場合はお手数ですが診療従事承諾書を提出下さい。

5 参考資料

- ・ 徳島大学病院における診療許可に関する取扱要領
- ・ 診療従事承諾書(平成31年度から追加)